

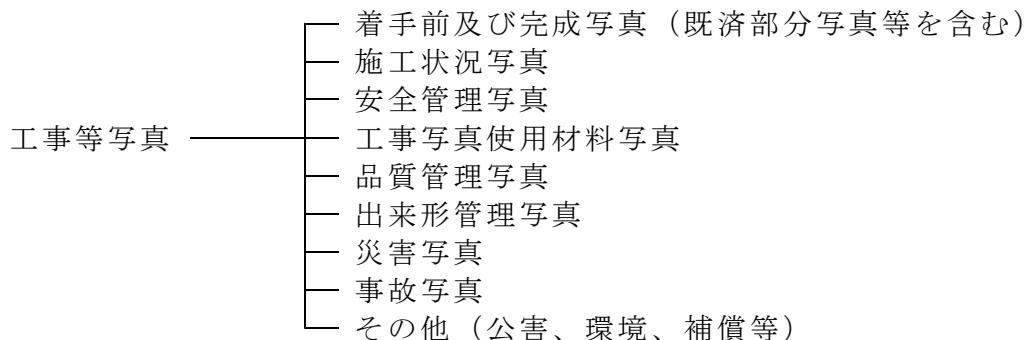
# 環境森林部土木工事等 写真管理基準(案)

(適用範囲)

1. この写真管理基準は、環境森林部土木工事等施工管理基準7に定める土木工事等の工事等写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

(工事等写真の分類)

2. 工事等写真は次のように分類する。



(工事等写真の撮影基準)

3. 工事等写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事等写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名（委託業務名）
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事等写真は次の場合に省略するものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

(写真の色彩)

5. 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとするができる。

(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。

(2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事等写真帳の大きさ)

7. 工事等写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(工事等写真の提出部数及び形式)

8. 工事等写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

(1) 工事等写真として、工事等完成時に1部提出する。

(2) 工事等写真の提出形式は、「電子納品運用に関するガイドライン（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出することを基本とする。

(工事等写真の整理方法)

9. 工事等写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の整理条件に示すものを標準とする。

なお、整理条件とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事等写真のうち、工事等写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

また、工事等写真の原本を電子媒体で提出する場合は、「デジタル写真管理情報基準（案）国土交通省」に基づき整理し提出するものとする。この場合、工事等写真帳の提出は不要とする。

(留意事項等)

10. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項に留意するものとする。

(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議の上取り扱いを定めるものとする。

(その他)

11. 用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

(2) 適宜提出とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

(3) 整理条件の不要とは、原本は提出するが、工事等写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。